

令和3年7月9日

西原町立中学校 保護者の皆さまへ

西原町教育委員会  
教育長 新島 悟  
(公印省略)

## 緊急事態宣言期間の延長に伴う西原町立中学校の対応について

ご存知の通り、令和3年7月12日(月)より緊急事態宣言期間が延長となり、県及び本町においても感染症対策に取り組む必要があります。

今回、「特措法に基づく緊急事態措置に係る沖縄県対処方針」では市町村教育委員会に対し「小中学校は、県立学校の対応等を参考に、地域や学校の状況を踏まえて判断すること」となっていることから、町内の生徒の「感染状況」「学びの保障」「生活習慣の保持」並びに「保護者・地域との連携強化」を鑑みて、教育活動の制限を一部緩和し、各学校での感染症対策を講じた上で学校教育活動を継続して参ります。ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

なお、今後、感染状況が拡大した場合は、急きょ対応の変更があることを申し添えます。

### 記

- 1 対応期間 緊急事態宣言期間(～令和3年8月22日)
- 2 町立中学校 これまで通り、通常登校とする。(7月22日～8月22日は夏季休業期間)
- 3 教育活動
  - (1) 学校・学年行事は感染症対策を講じた上で規模縮小等を行い実施します。
  - (2) 三者面談や教育相談等は、子どもたちの良さを共有し保護者との連携を図る上で必要不可欠であることから、感染症対策を講じて実施します。
- 4 部活動等
  - (1) 部活動を一部緩和します。制限緩和の条件は
    - ①平日(早朝練習なし)のみ90分以内とする。
    - ②土日祝日は中止。練習試合・合同練習は禁止とする。
  - (2) 各種競技において、8月末までに開催される九州・全国大会の予選を兼ねた県内大会やコンクール等に出場する場合に限り、感染症対策を講じた上で平日90分以内(早朝練習なし)、土日祝日120分以内とし時間を厳守で認めます。但し、必要最小限の人数とします。  
※敗退後は「4-(1)」に準じてください。
  - (3) 習い事・学習塾等については、事業者の感染症対策を遵守してください。